

N協第3006号

令和3年1月5日

横浜市神奈川区大口仲町194番地9 横浜妙蓮寺シティハウス107号

NPO法人かながわ311ネットワーク

代表理事 伊藤 朋子

神奈川県知事



神奈川県指定特定非営利活動法人として指定された旨の通知書

貴法人については、令和3年1月1日付けで地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例が施行され、神奈川県指定特定非営利活動法人として指定の有効期間が更新されますので通知します。

なお、条例改正後においても更新前に指定を受けた期間は有効となります。

記

更新後の指定の効力を生じた日	令和3年1月1日
更新後の指定の有効期間	令和3年1月1日 から 令和7年12月31日まで (2021年1月1日 から 2025年12月31日まで)
更新後の寄附金の控除対象期間	令和3年1月1日 から 令和7年12月31日まで (2021年1月1日 から 2025年12月31日まで)

※更新前の指定の有効期間：平成27年12月28日から令和2年12月31日

※更新前の寄附金控除対象期間：平成27年1月1日から令和2年12月31日